

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年6月18日

新宮町新型コロナウイルス感染症対策本部

新規陽性者数、医療提供体制の改善傾向を受け、6月20日をもって本県は緊急事態措置を実施すべき区域から解除されることになりました。これも町民の皆様や事業所の皆様の感染防止対策へのご協力のおかげと深く感謝を申し上げます。

しかしながら、感染が完全に収束したわけではなく、従来株より感染力の強い変異株の脅威もあることから、7月11日迄まん延防止等重点措置区域が設定されることになっております。本町は対象区域とはなっておりませんが、感染収束まで感染対策を実施することは重要であり、ワクチン接種を進めていくとともに、県の方針に沿って以下のとおり対応することといたします。

1. 実施期間

6月21日（月曜日）から7月11日（日曜日）まで

2. 本町における具体的対応策

(1) 県民・事業者への要請事項及び町の感染防止対策の周知徹底

- ・新型コロナウイルス対策の最新情報を町ホームページやその他の機会を利用して発信する。

(2) 小中学校、幼稚園について

- ・授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動はできるだけ避け、実施する場合は、感染防止対策及び児童・生徒等への注意喚起を徹底する。
- ・保護者が参加する行事等は、十分な感染予防対策を施した上で実施する。
- ・校（園）外活動は、十分な感染予防対策を施した上で実施する。
- ・PTA等の会議は、十分な感染予防対策を施した上で実施する。
- ・中学校の部活動は活動時間の短縮等を行い、対外試合等、他校との交流がある活動は、公式大会を除き禁止する。
- ・上記以外の内容は、新宮町教育委員会が定めた「学校における感染症対策ガイドライン～学校の「新しい生活様式」の徹底に向けて～Ver. 4」（令和3年4月22日付）に基づき実施する。

(3) 公共施設の利用について

- ・そびあしんぐう、研修所、シーオーレ新宮、福祉センター、アクア新宮地域交流室の貸し館、及び学校施設内の体育館、グラウンド及び全ての社会体育施設にかけていた制限は、感染防止対策を執った上での利用を条件に解除する。

そびあしんぐう大ホールの利用のみ、300名以内の人数制限を継続する。
なお、今後の感染状況により再度利用を停止する場合がある。

- ・図書館、歴史資料館の利用については、下記のとおりとする。

図書館

- ア) 館内の滞在時間は30分以内とする。
- イ) 館内の閲覧、調べ物机、レファレンス、AVブースは引き続き利用停止。
- ウ) コピーサービスの利用再開。
- エ) 閉館時間は17時閉館を継続。

歴史資料館

- ア) 休憩椅子2脚を配置。
- イ) 遺跡案内映像システムの利用再開。
- ・町営渡船は以下の感染防止対策を実施し運行する。
 - ア) 乗船前検温（新宮待合所に設置した無人検温器で実施）
 - イ) マスク着用等感染防止対策のための注意喚起ポスターは引き続き掲示
 - ウ) 乗船定員を7割程度に抑制
- ・コミュニティバスは以下の感染防止対策を実施し通常運行する。
 - ア) バス内での常時換気
 - イ) 事業部内での感染防止対策の徹底
- ・相島島の駅の観光案内所は準備が整い次第開所。・丸山食堂は21日開店。
- ・ひとまるの里は以下のとおり感染防止対策を実施し営業する。
 - ア) 入口での手指消毒徹底
 - イ) マスク着用
 - ウ) 入場制限等の実施
- ・沖田中央公園、人丸公園、今池公園の大型遊具は使用禁止を解除し、使用可能とする。
- ・ふれあいの丘第2公園は利用停止を解除し、開放する。

(4) ゴミの収集等について

- ・分別収集は、感染防止対策を徹底し通常どおり実施する。
- ・公設分別ステーション（福岡衛生工業内に開設）は通常どおり開設する。

(5) イベント等の開催制限

- ・町が主催するイベントは県の方針に従い感染防止対策を徹底して実施する。
- ・文化振興財団が実施するそびあしんぐう大ホールの有料イベント、及びその他の事業は、町主催のイベントや会議の開催条件に準じて実施する。

(6) 各種相談窓口、健康診査について

- ・各種相談、保健指導、乳幼児健診等は感染防止対策を徹底して実施する。
- ・地域子育て支援センターは、対象者を限定して実施する。

(7) 経済対策について

- ・減収の影響が出る世帯への税・公共料金の支払い猶予などについては、これまでどおり実施するものとし、新たな施策が国から示され次第迅速に対応する。

(8) 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

- ・不確かな情報に基づく不当な扱いや不利益を与える、嫌がらせ、いじめ、SNS等による人権侵害の発生を防ぐため、町広報誌やホームページ等で人権に関する啓発を実施する。

(9) 役場機能の維持

- ・業務継続のための方針に基づき実施する。
- ・職員の感染防止対策を徹底する。

(10) 各行政区への要請

- ・公民館等の利用は、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・行政区で管理されている公園や広場などで、複数人が集まったの競技（ゲートボール、グランドゴルフ、テニス等）については、感染防止対策を徹底したうえで利用をお願いします。